

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細
(2023年12月末)

(別紙様式第七号)

【普通株式】

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	株式会社群馬銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	8334
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社群馬銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	61,094百万円
	単体自己資本比率	60,627百万円
9	額面総額	—
	表示される科目の区分	
10	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率	株主総会で決定
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
34a	劣後性の手段	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	期限前償還条項付無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付)
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—

【第4回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）】

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	株式会社群馬銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN JP327640AK49
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社群馬銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社群馬銀行第4回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）
	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
8	連結自己資本比率	10,000百万円
	単体自己資本比率	10,000百万円
9	額面総額	10,000百万円
	表示される科目の区分	
10	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2019年4月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2029年4月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
	初回償還可能日及びその償還金額	2024年4月26日 10,000百万円
15	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、金融庁の事前確認を受けた上で、元本金額（一部は不可）を各社債の金額100円につき100円で償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2024年4月26日以降に到来する利息支払日毎
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年0.48%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	当行について、実質破綻事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—

34a	劣後性の手段	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—

(契約内容の詳細)

各社債の金額	100,000,000円
利率	2019年4月27日から2024年4月26日まで 年0.48% 2024年4月26日の翌日以降 6ヵ月ユーロ円LIBOR+0.48%
利息支払日	毎年4月26日、10月26日(銀行休業日の場合、前営業日)
実質破綻時免除特約	当行について、内閣総理大臣が、①第二号措置もしくは第三号措置(預金保険法第102条第1項第2号、第3号)において定義される意味を有するものとする)、または②特定第二号措置(同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする)を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合、実質破綻事由に該当し、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。
劣後特約	当行について破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定(国内法によらない同様の手続が外国において行われる場合を含む)がなされた場合、本社債に基づく元利金支払請求権は、上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを条件として効力を生じる。

【第5回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）】

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	株式会社群馬銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN JP327640AKB0
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社群馬銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社群馬銀行第5回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000百万円
	単体自己資本比率	10,000百万円
9	額面総額	10,000百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2019年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2029年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
	初回償還可能日及びその償還金額	2024年11月26日 10,000百万円
15	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、金融庁の事前確認を受けた上で、元本金額（一部は不可）を各社債の金額100円につき100円で償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2024年11月26日以降に到来する利息支払日毎
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年0.37%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	当行について、実質破綻事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—

34a	劣後性の手段	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—

(契約内容の詳細)

各社債の金額	100,000,000円
利率	2019年11月27日から2024年11月26日まで 年0.37% 2024年11月26日の翌日以降 6ヵ月ユーロ円LIBOR+0.42%
利息支払日	毎年5月26日、11月26日(銀行休業日の場合、前営業日)
実質破綻時免除特約	当行について、内閣総理大臣が、①第二号措置もしくは第三号措置(預金保険法第102条第1項第2号、第3号)において定義される意味を有するものとする)、または②特定第二号措置(同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする)を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合、実質破綻事由に該当し、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。
劣後特約	当行について破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定(国内法によらない同様の手続が外国において行われる場合を含む)がなされた場合、本社債に基づく元利金支払請求権は、上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを条件として効力を生じる。

【第6回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（サステナビリティボンド）】

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	株式会社群馬銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN JP327640AMA8
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社群馬銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社群馬銀行第6回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（サステナビリティボンド）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000百万円
	単体自己資本比率	10,000百万円
9	額面総額	10,000百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2021年10月29日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2031年10月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2026年10月29日 10,000百万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、金融庁の事前確認を受けた上で、元本金額（一部は不可）を各社債の金額100円につき100円で償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2026年10月29日以降に到来する利息支払日毎
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年0.49%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	当行について、実質破綻事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無

34	その概要	—
34a	劣後性の手段	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—

(契約内容の詳細)

各社債の金額	100,000,000円
利率	2021年10月29日から2026年10月29日まで 年0.49% 2026年10月29日の翌日以降 6ヵ月日本円TIBOR+0.33%
利息支払日	毎年4月29日、10月29日(銀行休業日の場合、前営業日)
実質破綻時免除特約	当行について、内閣総理大臣が、①第二号措置もしくは第三号措置(預金保険法第102条第1項第2号、第3号)において定義される意味を有するものとする)、または②特定第二号措置(同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする)を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合、実質破綻事由に該当し、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。
劣後特約	当行について破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定(国内法によらない同様の手続が外国において行われる場合を含む)がなされた場合、本社債に基づく元利金支払請求権は、上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを条件として効力を生じる。

【第7回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（サステナビリティボンド）】

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	株式会社群馬銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN JP327640AN95
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社群馬銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社群馬銀行第7回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（サステナビリティボンド）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000百万円
	単体自己資本比率	10,000百万円
9	額面総額	10,000百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2022年9月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2032年9月27日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2027年9月27日 10,000百万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、金融庁の事前確認を受けた上で、元本金額（一部は不可）を各社債の金額100円につき100円で償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2027年9月27日以降に到来する利息支払日毎
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年0.95%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	当行について、実質破綻事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無

34	その概要	—
34a	劣後性の手段	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—

(契約内容の詳細)

各社債の金額	100,000,000円
利率	2022年9月26日から2027年9月27日まで 年0.95% 2027年9月27日の翌日以降 6ヵ月日本円TIBOR+0.58%
利息支払日	毎年3月27日、9月27日(銀行休業日の場合、前営業日)
実質破綻時免除特約	当行について、内閣総理大臣が、①第二号措置もしくは第三号措置(預金保険法第102条第1項第2号、第3号)において定義される意味を有するものとする)、または②特定第二号措置(同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする)を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合、実質破綻事由に該当し、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。
劣後特約	当行について破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定(国内法によらない同様の手続が外国において行われる場合を含む)がなされた場合、本社債に基づく元利金支払請求権は、上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを条件として効力を生じる。